

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人は、膝部に痛みを抱える中、避難所を転々とするを余儀なくされ、転倒事故を起こすなどしたこと等から、避難所生活をしてきた平成23年3月分及び同年4月分については月額5万円が、家族間別離を余儀なくされ、生活に不便が生じていた同年5月分から同年7月分までについては月額3万円が、それぞれ賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 日常生活阻害慰謝料（増額分）

（平成23年3月11日～平成23年7月31日） 19万円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金19万円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金4万円を支払済みであることを確認する。

当該既払金4万円について、第2項記載の和解金19万円と清算する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年2月21日

（仲介委員 市川太）